

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和6年11月7日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和6年11月7日（木）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

人事課 本橋課長、品川係長

3 件名

令和7年度以降における本市の「地域手当」支給率について

4 会議結果

- ☐ 案のとおり決定する。
- ☒ 一部修正の上、決定する。
- ☐ 継続して検討する。
- ☐ 案を否決する。
- ☐ 報告を了承する。

5 会議内容

（決定事項）

- ・ 地域手当支給率は現行どおり6%を維持する。

（追加・修正事項）

- ・ 職員への周知と意見聴取について実施すること。議会へ提案する前に実施するのが望ましい。
→議員全員協議会で説明を行う11月15日までに実施する。

（市長指示事項）

- ・ 民間の保育士や介護士などについては地域手当の支給率の影響を受けることから、関連部署においては地区格差や官民格差が生じないように、対応を検討されたい。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 総務部 人事課

件名	令和7年度以降における本市の「地域手当」支給率について									
現状・課題	現在、白井市の地域手当は、国の区分で6級地、給料月額6%を支給しているが、本年の人事院勧告で大幅な見直しがあり、『白井市は5級地、4%区分』とされた。これは国において人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換する目的から、地域手当については、都道府県を基本とする大くくり化(単位の広域化)がなされたもので、今回千葉県も同様に4%に区分されたもの。 しかしながら、千葉県人事委員会は、『現行制度下で職員給与と民間給与が本年の改定により均衡することから、直ちに直視することは要しない』、としていることから、千葉県においては現行の9.2%を維持する見込みである。 このように、人事院勧告と千葉県人事委員会勧告の内容が異なる中であって、人事委員会を持たない本市における支給率の対応について、付議するもの。 なお、地域手当の支給率については、近隣市を見ても必ずしも国の区分どおりになっておらず、上乗せしている例、下げている例などが現状で見られる。									
付議事案	目的	本市の地域手当について、人材確保と人材の定着の観点から、平成21年度以降、現在までの支給率である「6%」を当面維持することとしたい。								
	対応方針	これまで、人事委員会を持たない本市は給与改定について千葉県に準拠した対応をしてきた。 今回、千葉県において現行の率(9.2%)を維持する見込みであることや近隣市の支給率の状況等を鑑みて、本市としては当面は6%を維持して、職員採用における競争力を保つこととしたい。 なお、職員の給与は、地方公務員法第24条第2項で「他の地方公共団体の職員及び民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮」して定めることとされていることから、社会情勢等に大きな変化が見られた場合には、適時見直すこととしたい。								
論点(決定を要する事項)	本市の地域手当を当面「6%」として現状維持することの可否について									
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	【①財政部門との調整、②部内会議での意見】 ①試算で、地域手当が1%変動するごとに年額約2,600万円の影響が生じることは、財政面での影響が大きい。近隣の状況や職員採用への影響を考えると現段階では現状維持が望ましい。 ①近隣の支給率を鑑みると、6%を維持しても近隣より低率であることから、職員採用における競争力を上げるなら、将来的には支給率を上げる検討もしていく必要があるのではないかと。 ①公務員間の転職も多くある中で、離職防止の観点からも慎重に判断する必要がある。 ②職員への影響が大きいので、方向性を周知し意見を聞く機会を設けることが必要。									
今後のスケジュール	11月11日頃 職員周知 11月15日 議員全員協議会(給与改定に係る説明と併せて地域手当についても説明) 12月17日 第4回議会定例会に追加で議案を提案予定(給与条例、全会計の補正予算)									
	項目	有無	方法(時期)			項目	有無	方法(時期)		
	条例規則	有	給与条例の改正			報道発表	無			
	議会説明	有	議員全員協議会(R6.11)			広報・HP等	無			
	市民参加	無								
	付議書公表	☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 部分非 ☒ 時限非 (議員全員協議会 まで)								
参考情報	案件提出事由	②重要な施策(規程第4条第2項第2号) イ 市財政に大きな影響を及ぼす事項								
	関係法令等	地方公務員法、一般職の給与に関する条例、白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例								
	関係課	財政課								
	事業費	千円 (うち特定財源 千円)								
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	その他	手段	その他	

令和6年度人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の地域手当の内容について

1 地域手当に係る勧告概要

【人事院勧告】

- 都道府県を基本とし、千葉県内市町村の支給割合は原則として4%となる。ただし、県庁所在地と中核的な市（人口20万人以上）については当該地域の民間賃金を反映させた独自の率とする。
- 激変緩和措置として、支給割合の増減は1年1ポイントずつ段階的に実施。

【千葉県人事委員会勧告】

- 職員給与と民間給与が本年の改定により均衡することから直ちに見直すことは要しない。

2 白井市における対応（案）

- ① 現行の白井市の地域手当支給率6%を維持。
- ② 現行の白井市の地域手当支給率6%から4%に改める
激変緩和措置を取り、令和7年度は5%、令和8年度は4%にする。

※担当課としては①の案にすることとしたい。

4 財政面の影響

	給料試算額 (地域手当 6%)	給料試算額 (地域手当 5%)		給料試算額 (地域手当 4%)	
	給料・地域手当 12 箇月+賞与 4.6 箇月	給料・地域手当 12 箇月+賞与 4.6 箇月	6%との比較	給料・地域手当 12 箇月+賞与 4.6 箇月	6%との比較
正規職員	2,440,367 千円	2,417,344 千円	△23,023 千円	2,394,322 千円	△46,045 千円
会計年度	355,792 千円	352,536 千円	△3,256 千円	349,280 千円	△6,512 千円
合計	2,796,159 千円	2,769,880 千円	△26,279 千円	2,743,602 千円	△52,557 千円

※試算要件

【正職員試算要件】

R6.9月時点に在職している職員の基本給（R6.8.8 人事院勧告のベースアップ後）に地域手当支給率を乗じたものを月額とし、月額に 16.6 箇月（給料 12 箇月+賞与 4.6 箇月）を乗じたものを一人当たりの試算額とした。

【会計年度任用職員試算要件】

会計年度任用職員の人数や勤務時間等は年によってまちまちであるため、令和5年度の会計年度任用職員総勤務時間 296,000 h に事務補助員最低号給の単価（R6.8.8 人事院勧告によるベースアップ後）を乗じて積算。

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告（概要） （地域手当関連部分抜粋）

【人事院勧告】

給与制度のアップデート 措置内容 ②地域手当

地域手当の大きくくり化等

- 支給地域の単位の広域化
✓ 都道府県を基本とする。中核的な市(都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市)については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区分をシンプルに
✓ 20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編。民間賃金が高い東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
✓ 現行からの支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制
✓ 支給割合の引下げは段階的に実施(1年1ポイントずつ。引上げもこれに合わせて段階的に実施)

【激変緩和措置】例：現行4級地12% → 見直し後4級地8%



- 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

【現行】

級地区分	支給割合	支給地域の例
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市 等
3級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	12%	神戸市 等
5級地	10%	京都市、広島市、福岡市 等
6級地	6%	仙台市、静岡市、高松市 等
7級地	3%	札幌市、新潟市、岡山市 等

【見直し後】

16都府県
+79市

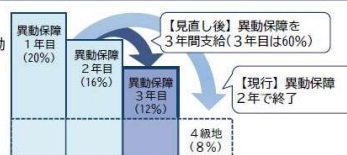
級地区分	支給割合	支給地域の例 (都府県で指定) (中核的な市で個別に指定)
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	東京都 横浜市、大阪市 等
3級地	12%	神奈川県、大阪府 さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	8%	愛知県、京都府 仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市 等
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県 札幌市、岡山市、高松市 等

異動保障の延長

【令和7年4月以降の異動者に適用】

- 現在2年間としている異動保障の期間を異動後3年間に延長
- 3年目の支給割合は異動前の60%
✓ 1年目異動前の100%、2年目異動前の80%は現在と同様

例：1級地20%
→ 4級地8%に異動



見直し後の支給地域及び支給割合

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1級地 (20%)		東京都：特別区
2級地 (16%)	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3級地 (12%)	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4級地 (8%)	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5級地 (4%)	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山県：和歌山市、橋本市 岡山県：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

注：表中「都道府県の級地と異なる地域」については、国家公務員が在勤している地域のみ掲げている。

6

【県人事委員会勧告】

(2) 地域手当

人事院は本年の勧告において、地域手当に係る支給地域の単位、級地区分等について見直すこととしている。

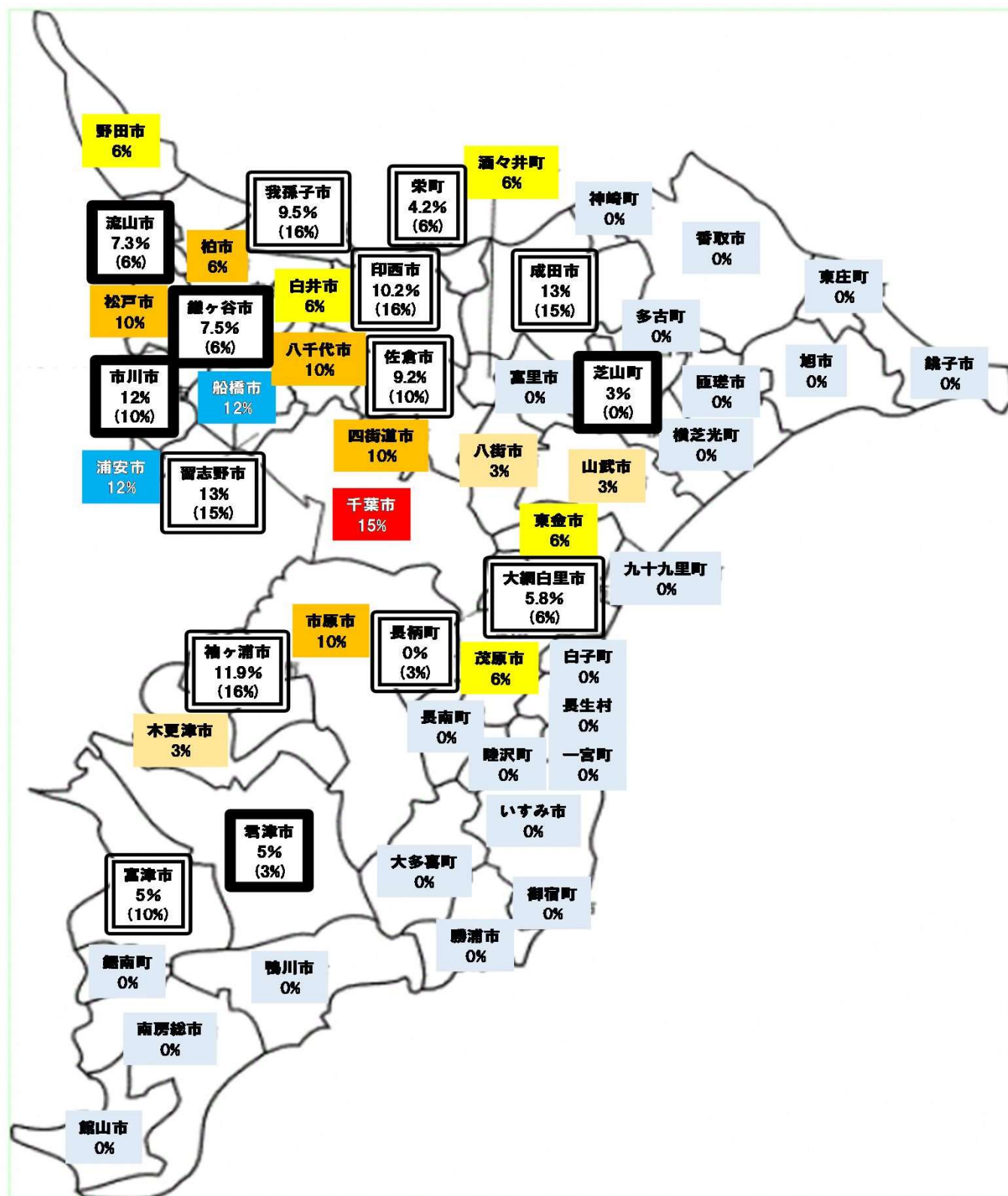
本県の地域手当については、現行制度の下で職員給与と民間給与が本年の改定により均衡することから、直ちに見直すことは要しないものの、地方公務員の地域手当に係る国の考え方等を考慮しつつ、今後の民間給与の動向などを踏まえて、引き続き慎重に検討していく必要がある。

地域手当（現行の支給率）

※二重線枠…国支給率より下げている団体

※太枠…国支給率より上げている団体

国支給率と違う団体については上段が実際の支給率、下段が国支給率



地域手当（人事院勧告で示された率）

